

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【公表番号】特表2013-514800(P2013-514800A)

【公表日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【年通号数】公開・登録公報2013-021

【出願番号】特願2012-545438(P2012-545438)

【国際特許分類】

A 01 K 97/02 (2006.01)

【F I】

A 01 K 97/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月27日(2013.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

釣り人が使用するための餌容器であって、

餌が入り得る収納容器であって、糸に取り付け可能であり、水との衝突によって開くように構成され、その後端部でヒンジされた2つの収納部を含む前記収納容器と、

前記餌容器を開けるように構成されたばねと、

前記2つの収納部の開きを制限するように構成された止め部材と、
を含む、餌容器。

【請求項2】

前記2つの収納部が類似している、即ち、実質的に2つの類似した半分である、請求項1に記載の餌容器。

【請求項3】

空気力学の原理を応用した涙滴形状である、請求項1または2に記載の餌容器。

【請求項4】

その近位端または後端部で飛行安定化フィンを有し、その後縁部で、1対の前記飛行安定化フィンは前記収納容器をヒンジし、前記止め部材はその別の対の上に形成される、請求項1から3のうちいずれか1項に記載の餌容器。

【請求項5】

その後端部に、実質的に堅固な糸取り付けアームであって、長さが5cmから10cmの該糸取り付けアームを有する、請求項請求項1から4のうちいずれか1項に記載の餌容器。

【請求項6】

前記糸取り付けアームが、釣り糸に取り付けるために引き出し可能であり、当該取り付けを覆い、保護するために配置される、弾力性のある外装部材を含む、請求項5に記載の餌容器。

【請求項7】

前記収納容器は、前記収納容器が開く状態になされる時である水との衝突までは、前記収納容器を閉じた状態に維持するための留め金手段であって、前記餌容器のネック端部または前縁部にプランジャーを含む該留め金手段を有する、請求項1から6のうちいずれか1項に記載の餌容器。

【請求項 8】

前記プランジャーが、アセトールから形成される、請求項7に記載の餌容器。

【請求項 9】

前記プランジャーが、前記収納部に対して回転することができる手段を有し、前記プランジャーは、1対のアームを有し、1つのアーム上に支点部材を、もう1つのアーム上にラッチを有する、請求項7または8に記載の餌容器。

【請求項 10】

前記支点部材が、その間にくぼみを有する2つの歯部を含み、前記ラッチ部材が、単一の歯部を含み、一つの収納部は、支点部材保持機構を有し、もう一つの収納部は、戻り止めを有する、請求項9に記載の餌容器。

【請求項 11】

取り外し可能に前記収納部に搭載されたプランジャー保持部材を有する、請求項7から10のうちいずれか1項に記載の餌容器。

【請求項 12】

前記収納部が、前記プランジャー保持部材が搭載されるバルクヘッドと、前記バルクヘッドを補強し、プランジャー保持部材保持手段を組み込んだブラケットとを担持する、請求項11に記載の餌容器。

【請求項 13】

前記2つの収納部は、配置と、水との衝突との間は、0.1mmから1.0mmの間隔をあけて構成される、請求項1から12のうちいずれか1項に記載の餌容器。

【請求項 14】

寸法が、10cmから20cmと3cmから10cmのオーダーの寸法である、請求項1から13のうちいずれか1項に記載の餌容器。